

令和8年 第3回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和8年3月25日（水）午前10時00分から午前11時05分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館研修室
- 3 出席委員
岩原教育長、金井教育長職務代理者、菅原委員、吉田委員
欠席委員
宮田委員
出席事務局
鈴木管理課長、土屋管理課長補佐、岡田管理課長補佐、川上指導室長、藤森社会教育課長、金須社会教育課長補佐、杉崎公民館副館長、小見山図書館副館長、坪井給食センター副所長
欠席事務局
なし
- 4 会議録署名委員：菅原委員
前回署名：宮田委員
- 5 傍聴人 なし

議事日程

令和 8年 3月 25日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	報告第 3号	令和7年度いじめ・不登校調査の概要の報告について
5	報告第 4号	専決処分事項の報告について (非常勤特別職の委嘱について/2月1日付)
6	議案第 8号	弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について
7	議案第 9号	弟子屈町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則一部を改正する規則の制定について
8	議案第10号	弟子屈町立学校管理規則及び弟子屈町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
9	議案第11号	弟子屈高等学校における町外通学者等支援補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について
10	議案第12号	弟子屈町川湯屋内温水プール管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
11	議案第13号	弟子屈町川湯屋内温水プール処務規程の一部を改正する訓令の制定について
12	議案第14号	弟子屈町教育委員会事務局処務規則及び弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則の一部を改正する規則の制定について
13	議案第15号	第4次弟子屈町子ども読書活動推進計画の策定について
14	議案第16号	令和8年度教育委員会職員の任免について

会議内容

【開 会】

鈴木課長 : ただ今より、令和8年第3回定例教育委員会を開会いたします。
開会にあたり、岩原教育長よりご挨拶申し上げます。

岩原教育長 : おはようございます。

お忙しいところ、ご出席いただき大変ありがとうございます。

本日は、宮田委員から欠席する旨の連絡がありましたので、よろしくお願いたします。

それでは令和7年度としては最後となりますが、ただ今から令和8年第3回定例教育委員会を開会いたします。

岩原教育長 : 日程1 会議録署名委員の指名につきましては、菅原委員にお願いしたいと思います。

前回の臨時教育委員会での会議録の承認につきましては、金井委員にお願いしておりましたが、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように取り計らいたと思います。

岩原教育長 : 日程2 会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ございませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと致します。

岩原教育長 : 日程3 教育長行政報告につきましては、私の方から説明致しますので、お手元の資料を見て頂きたいと思います。

【行政報告件名】

2月25日(水) 第2回定例教育委員会
弟中生が考えた給食メニュー第4弾
7年度北海道教育実践表彰伝達式

2月26日(木) 川湯中学校保護者説明会

2月27日(金) 第1回臨時教育委員会
図書寄贈受領

3月1日(日) 第62回弟子屈高校卒業証書授与式
アイヌ民族について学ぼう

3月2日(月) 教職員人事異動校長伝達
教職員人事異動内示

公民館ロビー展「半田晴利&伊藤哲郎絵画二人展」(~3/31迄)

3月3日(火) 第1回定例町議会 (~6日)

- 日本郵便北海道支社長感謝状授与
公民館講座「てしかが星空楽しみ方講座 13 回」
- 3 月 4 日（水） 公立高校入学試験（弟高 20 人受験・うち 2 人は道外・4 人は推薦）
弟子屈小学校 3 年生インフルエンザで学年閉鎖（～6 日迄）
- 3 月 5 日（木） 弟子屈小学校 1 年生インフルエンザで学年閉鎖（～9 日迄）
議会運営委員会
- 3 月 7 日（土） てしかが町女性のつどい・生涯学習講演会
- 3 月 10 日（火） 第 1 2 回連携校長会議
校長会三役打ち合わせ
表敬訪問
・第 48 回全国ジュニアオリンピックカップ水泳競技大会道予選会
・第 62 回北海道管楽器個人コンテスト
・第 22 回多賀グリーンカップ争奪 学童軟式野球 3 年生大会
文科愛専門委員会兼アイヌ民族資料館運営委員会
- 3 月 11 日（水） 教頭会議
弟中生が考えた給食メニュー第 5 弾
職員採用面接生
公民館講座「弟子屈産大豆の味噌づくりワークショップ」
教頭会三役打ち合わせ
- 3 月 12 日（木） 令和 7 年度町防災会議
令和 7 年度国民保護協議会
こども読書活動推進会議
スポーツ表彰授賞式
- 3 月 13 日（金） 中学校卒業証書授与式
会計年度任用職員面接
- 3 月 14 日（土） 地域おこし協力隊活動報告会
- 3 月 16 日（月） 町職員人事協議及び内示
ヒグマ講習会（和小・美小）
- 3 月 17 日（火） 生きがい講座弟子屈学級閉講式
文化協会打ち合わせ
- 3 月 18 日（水） 生きがい講座川湯学級閉講式
交通安全運動推進協議会役員会
- 3 月 19 日（木） 川中校舎裏にクマ足跡確認
弟子屈小学校卒業式（126 回）・川湯小学校卒業式（96 回）
- 3 月 21 日（土） ジュニアアスリートコンディショニング教室
認定こども園ましゅう卒園式
- 3 月 23 日（月） 第 3 回臨時町議会
- 3 月 24 日（火） 和琴小学校卒業式（90 回）・美留和小学校卒業式（107 回）
町内小中高等学校修了式・離任式
異動教職員挨拶来庁
- 3 月 25 日（水） 第 3 回定例教育委員会

岩原教育長：以上で、行政報告について終わらせて頂きます。

何か、ご意見や、質疑がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。
ありませんか？

【非公開案件】

岩原教育長：よろしければ、次に進めさせていただきます。

岩原教育長：日程4、報告第3号「令和7年度いじめ・不登校調査の概要の報告について」
を議題といたします。
それでは事務局より説明をお願いします。

川上室長：令和7年度いじめ実態調査の後期の概要について説明させていただきます。
資料はお手元に配付させていただいております。
それでは調査概要についてお話しします。表紙をめくり、1ページ目をご覧ください。
今回は11月調査の結果についてご報告いたします。「嫌な思いをしたことがある」児童生徒の割合については、(1)の表の通りです。特に大切なのが積極的な認知です。小中学校共に積極的な認知が進められ「見逃し0」に向けての意識が高まっています。
(2)をご覧ください。「どんな嫌なことをされたか」の問いでは、小中学校共に「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」件数が多いことがわかります。また、小中学校共に、前期に「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が目立っていましたが減少し、後期は小学校で「仲間はずれ、集団による無視をされる」が増えています。
2ページをご覧ください。「嫌な思いをした時、誰に相談しますか？」の問いでは、前期と比べ、小学生で「学校の先生」「友人」「家族」に相談するの回答が増えています。一方で「誰にも相談しない」と回答した児童生徒が後期になって6名増えています。学校では相談相手となる先生が増えるよう複数の教職員での関わりの充実に努めていく必要があると感じています。また、家庭とのこまめな情報共有も大切であると考えています。
「いじめはどんなことがあっても許されない」の問いでは、「そう思わない」「よく分からない」と答える児童生徒の減少が見られるものの、未だに一定数いることも課題です。「いじめは絶対許されない」という更なる意識の醸成が必要です。
学校のいじめ対策基本方針を知っているかの設問は新設でありましたが、後期は「知らない」が増えた結果となりました。児童会や生徒会の取り組みと併せて定期的な周知を繰り返すことで、各学校でのより良い人間関係作りの一層の充実に図っていただくよう連携してまいります。

今後も、いじめに対する捉え方や、児童生徒の悩みに対して親身になって耳を傾ける、相談しやすい環境づくりを小中学校一環として大切にしていきたいと考えています。また、重大事態の未然防止に努めると共に、発生時への対応についての体制整備も進めてまいります。

つづいて、令和7年度 後期の不登校児童生徒の状況について説明させていただきます。同じ資料の3ページ目をご覧ください。

不登校児童生徒の実態ですが、2月末現在で、小学校3名、中学校6名の計9名となっています。

人数自体は前年比で一7名となっており、令和4年度をピークに減少に転じております。

改善傾向の要因として、各学校において校内ケース会議等を開催し、可能な支援について児童生徒・保護者へ提案し、居場所作りに努めていることが挙げられます。また幼保小中の中による細やかな情報共有や支援策の引き継ぎなどの連携の充実が、特に特性により療育や特別な支援を必要とするお子さんへの支援の充実に繋がっていると感じています。

一方で価値観の多様化に伴い、「学校に登校する・させる」という従来の意識に縛られないケースも存在します。

今年度も、関係機関との情報共有など連携を図っています。また、今後も学校における不登校対策委員会に必要な応じて町教委も参加し、助言する。その内容を分析した上で、健康子ども課と連携したケース会議の開催も検討しています。さらには、釧路市の一般社団法人（学校地域協働センターラポールくしろ）、民間会社（株式会社キズキ及び READYFOR 株式会社）らからなる国の制度を利用した事業（休眠預金等活用事業）との連携も進めてまいります。

不登校への対策や支援につきましては、いじめ同様、相談しやすい学校体制の構築が第一であると考えます。今後も児童生徒・保護者・学校のより一層の信頼関係の構築に向け、指導・助言に努めてまいります。

最後に、調査資料については本会議における説明資料として用意したものですので、取扱いについては十分にご留意願います。

以上です。

岩原教育長：ただいま、「いじめ・不登校調査の概要について」報告ありました。何か質疑がありましたらよろしく願います。

ないようなので、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、報告第3号「令和7年度いじめ・不登校調査の概要の報告について」を報告済みといたします。

岩原教育長：日程5、報告第4号「専決処分事項の報告について」を、議題と致します。

本件は、2月1日付けの「非常勤特別職の委嘱について」であります。

内容が「教育委員会に関連する附属機関の構成員の人事に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により秘密会といたします。

す。

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは事務局より、説明をお願いします。

【非公開案件】

岩原教育長 : 秘密会を解きます。

それでは、報告第4号「専決処分事項の報告について／非常勤特別職の委嘱について」を承認致します。

岩原教育長 : 日程6、議案第8号「弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

それでは事務局より説明をお願いします。

鈴木課長 : ただいま、上程のありました議案第8号について、提案理由をご説明させていただきます。

本件につきましては、総務省及び一般財団法人自治体国際化協会の標準的な規則(案)の通知等に基づき、「弟子屈町招致外国青年任用規則」の一部を改正する必要があるため、提案をさせていただくものであります。

それでは、議案第8号のページをご覧ください。

議案第8号、弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について。

以下省略させていただきます。

次のページ、1ページの新旧対照表をご覧ください。

まず初めに 第13条 病気休暇では、参加者の病気休暇について、現在、20日としておりますが、弟子屈町独自の対応としまして、町の会計年度任用職員と同様の取り扱いとするものです。

次の第14条 特別休暇 第1項第10号では、特別休暇における「子の看護等休暇」の見直しによるもので、子供の予防接種や入園、卒園等の病気の看護以外においても取得できる、としたものです。

また、第21号では、参加者の職務専念義務の免除における「人間ドックの受診にかかる規定の追加で、以降各号が繰り下がりとなります。

次の第16条 部分休業では、育児休業における一年につき参加者に定められた時間を超えない範囲内で一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、部分休業の対象となる子供の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げるものです。

次に 第17条 休暇及び休職の手続きでは、先ほどの第14条第1項第21号が追加された事による各号の整理です。

第28条 免職、休職等 第3項第1号においては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されてお

り、欠落条項から文言の削除が必要なことから、この度整理するものです。
最後に附則として、表外に記載のとおり、この規則は令和8年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではありますが、議案第8号についての説明とさせていただきますので、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願い致します。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第8号「弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程7、議案第9号「弟子屈町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

それでは事務局より説明をお願いします。

岡田補佐：ただいま、上程のありました議案第9号について、提案理由をご説明させていただきます。

弟子屈町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条の規定に基づき、弟子屈町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する事項を定めております。

この度の改正は、現法律の規定に合わせ、当該規則の規定内容の見直し及び文言整理するものとなっております。

それでは、議案書の議案第9号のページをお開き願います。

議案第9号 弟子屈町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則の制定について

以下、省略させていただきます。

それでは、次ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条第1項では、次に掲げる事項は教育委員会から教育長に権限を委任できないものとなっております。

表左側の改正前の同項第2号において、太字下線となっております「条例の原案決定及び」を削除いたします。これについては、参考資料13ページ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋をお開き願います。下段 第29条をご覧ください。教育委員会の意見聴取として「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他、特に教育に関する事務について議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合は、教育委員会の意見をきかなければならない。」と規定されております。議案書に戻りますが、議会

の議決を経るべき事件には条例の制定・改廃が含まれるため、法の規定に合わせ条例の制定・改廃など議会の議決案件については、“原案決定から”町長からの意見聴取に基づき、教育委員会として意見を述べる手続きに改めます。手続きは変更となりますが、教育委員会の会議では、これまでどおり、議会の議決案件であつてもとしても議案として、上程し、ご説明いたします。ただ議案・議決方法が原案の決定ではなく、意見や異議の有無について、議決をいただく形となります。

続きまして、改正前の太字下線となっている第8号を飛ばして、第9号の議会の議決を経るべき議件の原案作成と第10号の教育行政に係る歳入歳出予算の原案作成についてご説明いたします。両号ともは議会の議決案件となっておりますので、さきほど第2号でご説明した内容と同様に法第29条の規定に基づき、意見を述べる手続きとするため、条文を削除するものであります。

続きまして、その2段下の第18号については、右側改正後の中ほど第8号に法第27条を追加し、文言整理をした上で、改めて規定しております。

追加した法第27条は、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に係る規則や条例改正の提案をする際に予め教育委員会の意見を聴くことを規定しておりますが、本町の幼保連携型認定こども園ましゅうは、民間設置型であるため、現時点では、この規定を運用する予定はございません。将来、町設置型のこども園となるような事態となれば、教育課程においては教育委員会も関与することとなります。

参考資料13ページに法第27条を載せておりますので、後ほどご確認いただければと思います。また、法第29条については、先ほど来、ご説明しております、議会の議決案件や教育予算に関する議案については、町長が教育委員会に意見聴取をすることを規定しているものとなっておりますので、そのまま存置いたします。

続きまして、改正前の第8号の削除についてご説明いたします。第8号には、課長等の長の任免について規定され、これは教育委員会の権限としておりますが、その規定の2段上の第5号には、職員の任免その他の人事に関することと規定され、これも教育委員会の権限で行うものとなっております。法律には、第5号の条文が規定されていること、また、課長等の長も職員に含まれることから、規定内容が重複するため第8号の条文は削除し、第5号に包含することとして文言整理をいたします。

また、参考資料12ページに法第25条 事務委任を載せておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続いて、右側改正後の下段の付記説明のとおり、削除した号があるため、それを詰めるため、2号ずつ繰り上げることといたします。

なお、今回改正において、教育委員会が決定する事項、権限、会議の方法などにはほぼ変更ございません。各規定を法律及び実際の運用に合わせて、改正するものとなっております。

最後に附則として、表外に記載のとおり、この規則は令和8年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願い申し上げます。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第9号「弟子屈町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程8、議案第10号「弟子屈町立学校管理規則及び弟子屈町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。
それでは事務局より説明をお願いします。

岡田補佐：ただいま、上程のありました議案第10号について、提案理由をご説明させていただきます。

弟子屈町立学校管理規則及び弟子屈町学校運営協議会規則の一部改正については、このほど、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる給特法並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、いわゆる地教行法及び学校教育法の改正により、新たに公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定、公表及び総合教育会議に対し、計画内容及び実施状況の報告が義務付けられました。更に学校長は、学校運営基本方針に業務量管理・健康確保措置に関する事項を追加し、学校運営協議会の承認を得ることが義務付けられ、本年4月1日から施行となります。

この法改正を受け、両規則の一部を改正いたします。

それでは、議案書の議案第10号のページをお開き願います。

議案第10号 弟子屈町立学校管理規則及び弟子屈町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

以下、省略させていただきます。

それでは、次ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、上段第1条の弟子屈町立学校管理規則の一部改正についてをご覧ください。表右側の改正後に第7条の3に第2項として、「前項の措置を講ずるにあたっては、当該措置が委員会が定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならない。」と新たに規定されました。

これにより、教育委員会では今後、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定

し、それに基づき、学校は学校運営の評価と必要な措置を講じることとなります。

続きまして、下段第2条 弟子屈町学校運営協議会規則の一部改正をご覧ください。表右側の第4条第4号として「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。」を新たに規定し、校長が作成する基本方針には業務量管理・健康確保措置に関することを加え、学校運営協議会の承認を得るものとなります。

第4号を追加したことにより改正前の第4号を第5号に改正し、条文内の前3号を前各号に文言整理いたします。

また、各法律の関係規定を抜粋したものを参考資料14ページから15ページに掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

最後に附則として、表外に記載のとおり、この規則は令和8年4月1日から施行いたします。

改正にはございませんが、業務量管理・健康確保措置の実施については、今後計画を策定したいと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第10号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願い致します。ほかにありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第10号「弟子屈町立学校管理規則及び弟子屈町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程9、議案第11号「弟子屈高等学校における町外通学者等支援補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」を、議題と致します。

それでは事務局より説明をお願いします。

岡田補佐：ただいま、上程のありました議案第11号について、提案理由をご説明させていただきます。

弟子屈高等学校における町外通学者等支援補助金交付要綱は、弟子屈高校に町外からの通学、又は通学のため下宿等をする生徒に対し、町から予算の範囲内で補助金を交付するもので、現在、本年度から道外から弟子屈高校に入学された方に対し、下宿費支援として、住まいの家賃の一部を補助しております。

このほどの改正は、昨今の世界的なインフレ、エネルギー価格等の高騰による、光熱水費や通信費、流通コストの値上げ、更には人件費の上昇に伴いまして、宿泊施設において下宿費用の値上げを実施することから下宿費補助の上限額を

引き上げ、保護者の負担軽減を図るものです。

更に次年度4月に新たに道外から弟子屈高校に入学される方の住まいについては、ペンションビラオ横の平屋住宅に入居することが決定しているところですが、入居定員2名に対し、入居者は1名となり、1人で1棟分の家賃を負担することを回避するため、当該要綱に例外規定を新たに設け、補助上限額を超えた補助できるように改正するものです。

それでは、議案書の議案第11号のページをお開き願います。

議案第11号 弟子屈高等学校における町外通学者等支援補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について

以下、省略させていただきます。

今回の改正は、要綱の別表を改正することから、参考資料でご説明させていただきますので、参考資料16ページをご覧ください。

改正箇所は、赤字と下線でお示しております。下宿等に要する経費の補助金の額を月額6万円から65千円に引き上げております。

この改正につきましては、その下の①補助上限額引き上げをご覧ください。現在、留学生が居住している宿泊施設の家賃が、先ほど冒頭で申し上げた理由により、新年度から20%程度値上げ検討していることを受け、町の追加支援として、補助金の上限額の引き上げを行うものです。上限額を引き上げることにより、家賃値上げに伴う保護者の年間負担額が108千円から60千円に軽減されることとなります。

続きまして、再び、上の新旧対照表の改正後をご覧ください。新たに、

「なお、教育長が特に認めた場合は、上限を超えて補助することができる。」と例外規定を追加いたしました。

この改正につきましては、下の②入居者定員割れをご覧ください。新年度から弟子屈高校に入学する留学生の住宅は、定員2名で1棟あたりの家賃150千円で、これを2人で折半し、各々の家賃を75千円とする予定でありましたが、入居者が1名となったため、入居者不在分の家賃を補助金で補填するものであります。詳細は下段の表をご覧ください。1段目は2名入居時 定員割れが起きなかった場合は、自己負担額は25千円です。2段目の1名入居時で定員割れ発生かつ改正前、なお書きの例外規定を置かなかつた場合ですが、自己負担額が85千円となり、1段目と比べ3倍以上負担が増えることとなります。3段目が同じく1名入居で例外規定を置いた改正後の場合ですが、上限額を超えて125千円補助することで、負担額は2名入居時と同額となります。

入居者が1名となった、定員割れの経緯につきましては、昨年議決いただきました、弟子屈町地域みらい留学生募集取扱要綱に基づき、昨年10月から留学生の募集を行い、男子1名、女子1名から応募がありました。書類審査、オンライン面接を行った結果、両人とも留学生にふさわしく、合格ラインに達してはおりましたが、赤の他人の高校生男女を1つの住宅で同居させることは、倫理上できないため、1名を選考するため教育長がくじ引きを実施し、最終的に女子の方を入居者に決定したところです。

よって、入居者定員割れについては、入居者に決定された方の過失や不備、落

ち度によるものではないことから、入居者にその分の負担を強いるべきではないため、町が補助金として定員割れの分を負担することといたします。

それでは、議案書1ページに戻っていただき、次のページに先ほどご説明した改正後の別表を載せております。

最後に附則として、表外に記載のとおり、この訓令は令和8年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、議案第11号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願い致します。ありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第11号「弟子屈高等学校における町外通学者等支援補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程10、議案第12号「弟子屈町川湯屋内温水プール管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致しますが、関連がありますので、次の日程11、議案第13号「弟子屈町川湯屋内温水プール処務規程の一部を改正する訓令の制定について」も一括して議題と致します。

それでは事務局より説明をお願いします。

金須補佐：ただいま、上程のありました議案第12号及び議案第13号について、関連する議案となりますので、一括して提案理由をご説明させていただきます。

川湯屋内温水プール管理運営について、現行の規則、規程では、休館日と祝日が重なる場合、祝日の次の日が休館日となり、平日の開館日数が減少し、水泳教室などが出来なるケースが多くなることから、利用者の利便性や教室の開催確保を行うことを目的とし規則と規定の改正となります。

それでは、議案書の、議案第12号のページをお開き願います。

議案第12号 弟子屈町川湯屋内温水プール管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。改正案の新旧対照表を記載しております。併せて参考資料の17ページから24ページに改正前の全文を記載しております。第5条第3項の休館日について

【ア】月曜及び火曜日を、火曜日のみとする改正となります。

【イ】祝日法による休日の翌日を、国民の祝日とする改正になります。

次に、議案第13号 弟子屈町川湯屋内温水プール処務規程の一部を改正する訓令の制定について

以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。改正案の新旧対照表を記載しております。併

せて参考資料の25・26ページに改正前の全文を記載しております。

別表の週休日については、月曜日及び火曜日と、祝日と重なった場合は、あらかじめ指定する日を、(1)火曜日(2)あらかじめ指定する日に改正となります。

休日については、(1)祝日法による休日の翌日または、あらかじめ指定する日を国民の祝日に関する法律に規定する休日とする改正となります。

以上、議案第12号及び第13号の説明とさせていただきますので、一括してご審議のうえ、ご承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願い致します。ありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第12号「弟子屈町川湯屋内温水プール管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、
議案第13号「弟子屈町川湯屋内温水プール処務規程の一部を改正する訓令の制定について」は原案のとおり承認することといたします。

岩原教育長：日程12、議案第14号「弟子屈町教育委員会事務局処務規則及び弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題と致します。

それでは事務局より説明をお願いします。

小見山副館長：ただいま、上程のありました議案第14号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

本町の歴史的な業務や資料収集保管に関しては、ふるさと歴史館で集約して取り進めている状況であり、昨年度の「川湯ばやし」の文化財指定や新たな文化財指定の検討等、本町の文化財に関する業務が増加していることから、現在、所管している社会教育係から文化財に関する業務を外し、ふるさと歴史館に単独の係を設置し、業務を取り進めるため関連する規則の改正について提案するものであります。

それでは、議案第14号のページをお開き願います。

議案第14号 弟子屈町教育委員会事務局処務規則及び弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則の一部を改正する規則の制定について

以下省略させていただきます。

次の1ページの新旧対照表をお開き願います。

参考資料の27ページから34ページに改正前の全文を掲載しております。

上段の第1条弟子屈町教育委員会事務局処務規則の改正をご覧願います。第8条のア社会教育係の「(ソ)文化財の保護に関すること。」を削り、(タ)から(ツ)を1段ずつ繰り上げます。

次に下段の第2条弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則の改正をご覧願います。第2条「業務係」を「次の係」に改め、同条に「第1号業務係」、「第2号文化財係」を加えます。

次に第3条第1号「歴史館の維持管理及び運営に関すること。」を「業務係」に改め、所管する事務として同号に「ア歴史館の維持管理及び運営に関すること。」、次のページとなりますが「イその他歴史館に関すること。」を加えます。同じく、同条第2号「その他歴史館に関すること。」を「文化財係」に改め、所管する事務として同号に「ア文化財に関すること。」を加えます。

附則として、令和8年4月1日から施行すると致します。

以上、簡単ではございますが、議案第14号の説明とさせていただきますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願い致します。ありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第14号「弟子屈町教育委員会事務局処務規則及び弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則の一部を改正する規則の制定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程13、議案第15号「第4次弟子屈町子ども読書活動推進計画の策定について」を、議題と致します。

それでは事務局より説明をお願いします。

小見山副館長：ただいま、上程のありました議案第15号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定により、市町村は子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないと定められており、本町におきましても同法に基づきこれまで3回にわたり「弟子屈町子ども読書活動推進計画」を策定し、取り組んできたところであります。

本案につきましては、現在の「第三次弟子屈町子ども読書活動推進計画」の計画期間が本年3月31日で終了することから、あらたに令和8年度から5か年の計画を策定するものであります。

本計画案につきましては、今月12日に本計画策定を所管する「弟子屈町子ども読書活動推進会議」を開催し、各委員に内容を確認いただき作成されたものであります。

それでは、議案第15号のページをお開き願います。

議案第15号 第4次弟子屈町子ども読書活動推進計画の策定について
以下省略させていただきます。

本計画の内容についての概要をご説明いたします。添付しております計画案の1ページをお開き願います。

はじめに「計画策定の基本的考え方」についてですが、4つの項目について記載しております。まず、「1 子ども読書活動推進の意義」では、子どもの読書活動の推進に関する法律の条文を引用し、その意義を記載しております。

次の「2 計画の目的」では、子どもの発達段階に応じ学校・家庭・地域が連携して積極的に読書活動を推進していくことを目的とする旨記載しており、「3 計画の期間」として、令和8年度から12年度までの5か年の計画期間として記載しております。

2ページをお開き願います。

「4 計画の目標」では、本計画を達成するため「子どもの読書活動の推進」と「子どもの読書活動を支える環境の整備・充実」の2つの目標を掲げております。

続きまして、3ページからは「これまでの読書活動推進における成果と課題」として、第三次計画以前の取組とその成果、今後対応していかなければならない課題について、家庭、地域、学校等の3項目に分けて記載しております。

続きまして、5ページからは「読書活動を推進するための具体的な取組」となりますが、こちらは家庭・地域・学校等の3項目に分けて、それぞれに読書活動を推進する方策を記載しております。

最初に「家庭における読書活動の推進」についてであります。家庭の役割と推進方策として、保護者による絵本の読み聞かせなど、家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図る取組である家読（うちどく）の推進など、家庭でできる取組等について記載しております。

次のページをお開き願います。

こちらは「地域における読書活動の推進」についてであります。まず図書館の役割と推進方策として、子どもたちが親しみを持って来館できる読書関連イベントの実施やこども向け図書資料の充実、新図書館の移転整備に向けて必要な機能等の検討などを記載しております。

8ページをお開き願います。

次に公共施設等の役割と推進方策として、子育て支援センターや子ども発達支援センター、放課後児童クラブなどの各施設を対象に図書館から団体貸出を行い、施設内で読書に親しめる環境づくりなどについて記載しております。

続いて民間団体等の役割と推進方策として、読書活動を推進するためには地域住民による読書活動も不可欠であるため、それらボランティアや団体等における人材育成や連携による読書活動の推進について記載されております。

9ページをご覧ください。

こちらは「学校等における読書活動の推進」についてであります。まず、認定こども園・保育園の役割と推進方策として、子どもが様々な本に触れる機会を増やすため、図書スペース・図書資料の充実、図書館の団体貸出の利用等について記載しております。

10ページをお開き願います。

小学校・中学校・高等学校の役割と推進方策として、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、楽しむ習慣を形成していくため、全校一斉の読書活動による読書習慣の定着や、図書委員会活動による児童生徒の自主的な読書活動、1人1台端末の推進による学校図書館とICT活用の融合、学校図書館機能を高めるための学校司書配置の検討等について記載しております。

11ページ以降につきましては資料編となっております、関係法令や例規を掲載しております。

以上、簡単ではございますが、議案第15号の説明とさせていただきますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願い申し上げます。ありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第15号「第4次弟子屈町子ども読書活動推進計画の策定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程14 議案第16号「令和8年度教育委員会職員の任免について」を、議題と致します。

本件は、「事務局職員の人事に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思います。よろしいでしょうか？

各委員：はい。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。

それでは、議案第16号「令和8年度教育委員会職員の任免について」を承認致します。

岩原教育長：これで、本日予定していた議案等は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、お願いします。

岩原教育長：各委員からありますか？

各委員：ありません。

岩原教育長：事務局からお願いします。

鈴木課長：事務局からといたしまして、お手元にあります「令和8年 第1回弟子屈町議会定例会一般質問」の資料をお配りしております。

こちらにつきましては、先程教育長がお話した通り、3月の定例議会におきまして、板垣議員より「本町における不登校支援について」一般質問がありました。

たものとなっております。

資料につきましては、後ほどお目通しいただければと思いますので、よろしく
お願いいたします。

次に、令和8年1月から9年3月までの定例教育委員会の開催予定表となりま
す。6月は和琴小、10月は美留和小での移動教育委員会となります。

引き続きまして、明日の「合同送別会」のご案内です。

18:30より poppotei にて合同送別会を行いますのでご出席の方をよろしくお
願いします。

また、これからご連絡の案内をお出ししますが、4月10日(金)18:00より合同
歓迎会をもつきり家で行います。

お忙しいとは存じますが、ご予約の方よろしくお願いいたします。

次に、主な行事予定を見ていただきたいと思います。

お手元の資料をご覧ください。令和7年4月の主な行事予定となっております。

4月の予定としましては、

1日教育委員会職員及び教職員辞令交付となります。なお、教職員辞令交付に
つきましては、14:00からとなります。6日子どもサポート隊研修会、
8日生きがい講座川湯学級開校式、高校入学式、9日は町内各小中学校入学式
で、小学校が午前、中学校が午後からとなります。

10日11:30に連携校長会議、15:00から校長教頭合同会議 18:00に合同
歓迎会。14日生きがい講座弟子屈学級開校式、15日奨学審議会、16日教
頭会議

21日につきましては、時間変更となり、13:30からの定例教育委員となって
おりますのでよろしくお願いいたします。

岩原教育長：最後に、次回以降の、教育委員会開催日時につきまして、確認します。

第4回の定例教育委員会につきましては、4月21日(火)午後1時30分を
予定しておりますが、ご都合の程は、よろしいでしょうか？

菅原委員：私、ちょっと都合がありまして、欠席させていただきます。

岩原教育長：はい、わかりました。

その次の第5回定例教育委員会につきましては、5月26日(火)を予定して
おります。来月、再度確認したいと思います。

4月1日の教職員の辞令交付は2時からとなります。

金井委員：私、欠席させていただきます。

岩原教育長：はい、わかりました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和8年第3回定例教育委員会」
を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委 員 菅原 誓之